

上越市立地適正化計画 届出に関するQ&A

1. 対象となる区域について

Q 各誘導区域はどこで確認できますか？

A 都市整備課のホームページ（「上越市立地適正化計画」で検索）をご覧ください。また区域の詳細については市役所都市整備課（第一庁舎3階）にお問合わせください。

Q 届出対象区域と対象外の区域の両方を含めた敷地の場合、届出は必要ですか？

A 敷地の一部でも届出対象区域になっている場合は届出の対象となります。

Q 立地適正化計画区域外では、届出は必要ですか？

A 必要ありません。

2. 対象となる行為について

Q 開発行為とは何ですか？

A 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為です。都市整備課のホームページ（「開発許可制度」で検索）をご覧ください。

Q 一部に誘導施設を含む複合施設は対象となるのですか？

A 一部でも誘導施設を有する場合は対象となります。

Q 開発行為を行った上で誘導施設を建築する場合については開発行為の前に届出をすればよいのですか？

A 開発行為、建築行為、それぞれの前に届出が必要となります。

Q 誘導施設の設定のない施設については届出の必要はないのですか？

A 必要ありません。

Q 対象となる行為の内容に制限がありますか？

A 制限はありません。

3. 届出の書類について

Q 届出書や必要書類等はどこで入手できますか？

A 都市整備課のホームページ（「上越市立地適正化計画」で検索）にてダウンロードができます。また、市役所都市整備課（第一庁舎3階）の窓口でも配布しています。

Q 届出は何部必要ですか？

A 居住誘導に関する届出は1部、都市機能誘導に関する届出は2部提出してください。

Q 届出後に市からの回答はありますか？

A 書面による回答はありませんが、必要によりご連絡させていただく場合があります。

Q 届出書の地目、面積とは何に基づいて記入すればよいですか？

A 地目については登記簿、面積については実測に基づき記載してください。

Q 建物の用途とは何ですか？

A 都市機能誘導については誘導施設名を、居住誘導については建築確認と同様の用途（専用住宅、共同住宅等）を記載してください。

4. 届出の期日について

Q 平成29年3月31日に工事に着手する予定ですが、届出は必要ですか？

A 必要です。公表日（平成29年3月31日）以降に着手する開発行為、建築行為は届出の対象となります。

Q 開発許可申請や確認申請との提出の前後関係はどのようにすればよいですか？

A 法的な前後関係の定めはありません。ただし、届出の主旨が立地場所の誘導でもあることから、開発許可申請や確認申請等に先立ち届出をお願いします。

Q 届出に係る事項に変更が生じた場合はどのようにすればよいですか？

A 変更に係る行為に着手する30日前までに所定の様式により届出をお願いします。

5. その他全般について

Q この届出により、計画の修正を求められることがありますか？

A あくまで届出制度あり、必要な記載事項や添付書類等が揃っていれば原則として計画の修正等を求めるものではありません。ただし、法の定めには「届出に係る行為が誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは（中略）必要な勧告をすることができる」とされており、必要な勧告をする場合があります。

Q 今後、区域や誘導施設が変更となることがありますか？

A 本計画は5年毎に定期的な見直しを予定しており、それに伴い届出の対象も変わることが考えられます。また、上記以外にも緊急度の高い内容については必要に応じて見直しを行う予定です。